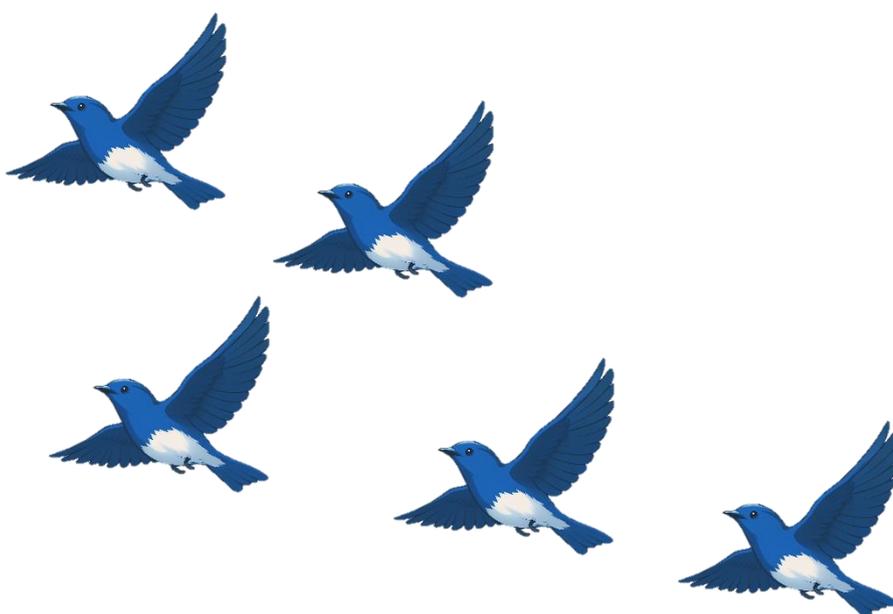


学校における働き方改革推進計画

(2026 - 2030)



令和8（2026）年3月
栃木県教育委員会

目次

I. 全てのこどもたちへのよりよい教育の実現に向けて	1
II. 計画の趣旨・本県の現状	2
1 計画の趣旨	2
2 本県の現状	3
III. 計画の対象	9
IV. 目標	9
1 ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標	9
2 時間外在校等時間に関する目標	10
V. 計画の期間	10
VI. 内容	11
1 服務管理の徹底に関すること	11
2 部活動改革に関すること	12
(1) 適切な運営のための体制整備に関すること	12
(2) 適切な活動時間・休養日等の設定に関すること	12
(3) 大会・コンクールの在り方に関すること	13
(4) 兼職兼業に関すること	13
3 「業務の3分類」に関すること	14
(1) 学校以外が担うべき業務	14
(2) 教師以外が積極的に参画すべき業務	15
(3) 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務	16
4 「学校における措置の推進」に関すること	17
(1) 教育課程に関すること	17
(2) 業務の見直しに関すること	17
5 「教職員の健康及び福祉の確保に関する取組」に関すること	18
VII. 関連する取組、フォローアップ	19
1 計画の取組状況の報告等に関すること	19
2 市町教育委員会に関すること	19
VIII. 参考資料	21
1 栃木県公立学校業務改善推進委員会	21
2 県教育委員会	21

I. 全てのこどもたちへのよりよい教育の実現に向けて

本県の教職員は、強い使命感や責任感のもと、日々、こどもたちのために、尽力しています。

教職員の仕事は、こどもたちの人生に大きな影響を与え、こどもたちの成長を直接感じとることのできる素晴らしい職業である反面、専門職としての強い使命感や責任感を持って仕事に取り組むが故に、多様化する業務の中で、ワーク・ライフ・バランスが崩れることや、時間外在校等時間が長くなってしまいうという実態が浮き彫りになっています。

その結果、教職員としての「働きがい」を感じにくくなったり、自身の健康を害することとなったり、本来こどもたちのためにできたはずの教育が十分に行われなくなってしまうということは、改善していかなければなりません。

また、社会全体の「生活様式」や「働き方」が日々アップデートされておりますが、教職員をはじめとする専門性の高い職業も例外ではありません。多くの若者に本県の教職員を目指してもらうためにも、これまでの働き方を見直すアップデートは必要不可欠です。

県教育委員会は、令和8(2026)年度からの本県教育振興基本計画である「とちぎ教育ビジョン(2026-2030)」の基本理念「誰もが自分の可能性を开花させ ともに未来を描く とちぎの教育」の実現に向けて取組を進めていくこととしています。

「とちぎ教育ビジョン(2026-2030)」の取組と整合性を図りながら、教職員一人一人のワーク・ライフ・バランスが尊重され、働きやすさと働きがいと両立した環境を実現し、本県の教職員が、自らの専門性を最大限に発揮し、こども一人一人の学びを最大限に引き出し、主体的な学びを支援する伴走者として、心身ともに健康で生き生きと教育に携わることができるよう、「学校における働き方改革推進計画」を策定いたしました。

Ⅱ. 計画の趣旨・本県の現状

1 計画の趣旨

本県においては、平成 30(2018)年度に「栃木県公立学校業務改善推進委員会」を設置し、平成 31(2019)年 1 月に「学校における働き方改革推進プラン（第 1 期）」、令和 4(2022)年 3 月に「学校における働き方改革推進プラン（第 2 期）」（以下「第 2 期プラン」という。）を策定し、学校における働き方改革の取組を推進してきました。

そうした中、国においては、令和 6(2024)年度の中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」を踏まえて、令和 7(2025)年 6 月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）等の改正が行われ、全ての教育委員会に対し「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表や総合教育会議への報告等を義務づけました。また、給特法等の改正を受けて、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「国指針」という。）も改定しました。

本県の第 2 期プランは、令和 4(2022)年度から令和 8(2026)年度までを計画期間として定めていたところですが、国指針の改定を受け、より現在の課題に即した実効性のある内容にするために、第 2 期プランを計画期間の終期を待たずに全面改定し、新たに「学校における働き方改革推進計画」（以下「本計画」という。）を「教職員が、心身ともに健康で、いきいきとやりがいを持ちながら、本来的な業務に着実に取り組むことができる環境を整備することにより、本県における教育の質の更なる向上を図る」という目的で策定することといたしました。

本計画は、県教育委員会及び県立学校を主な対象とした内容としておりますが、第 2 期プランと同様に、市町教育委員会に対しても、本計画を参考とした取組を促し、学校における働き方改革を全県的に推進して参ります。

なお、本計画は、給特法第 8 条第 1 項の規定に基づき教育委員会が策定する「教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画」として位置付けます。

また、令和 8(2026)年度から 5 年間の県政の基本方針となる栃木県重点戦略「新とちぎ未来創造プラン」や「とちぎ教育ビジョン（2026-2030）」、教育に関する個別計画との整合性も図りながら策定いたしました。

2 本県の現状

(1) 第2期プランの目標達成状況

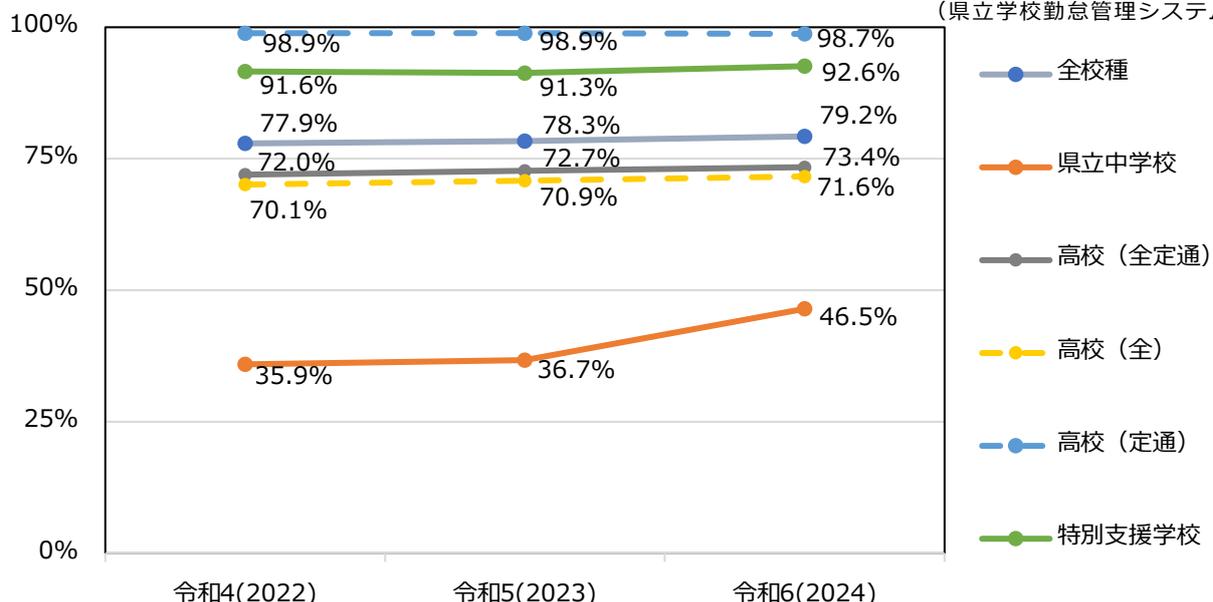
【第2期プラン目標①】

教員の時間外在校等時間を 1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。

高校（定通）や特別支援学校の時間外在校等時間1か月当たり45時間以内であった教職員の割合が安定して90%を超える等の成果はあったが、第1期プラン同様、県立中学校が全校種平均を大きく下回るなど、目標である100%達成に向けては課題がある。

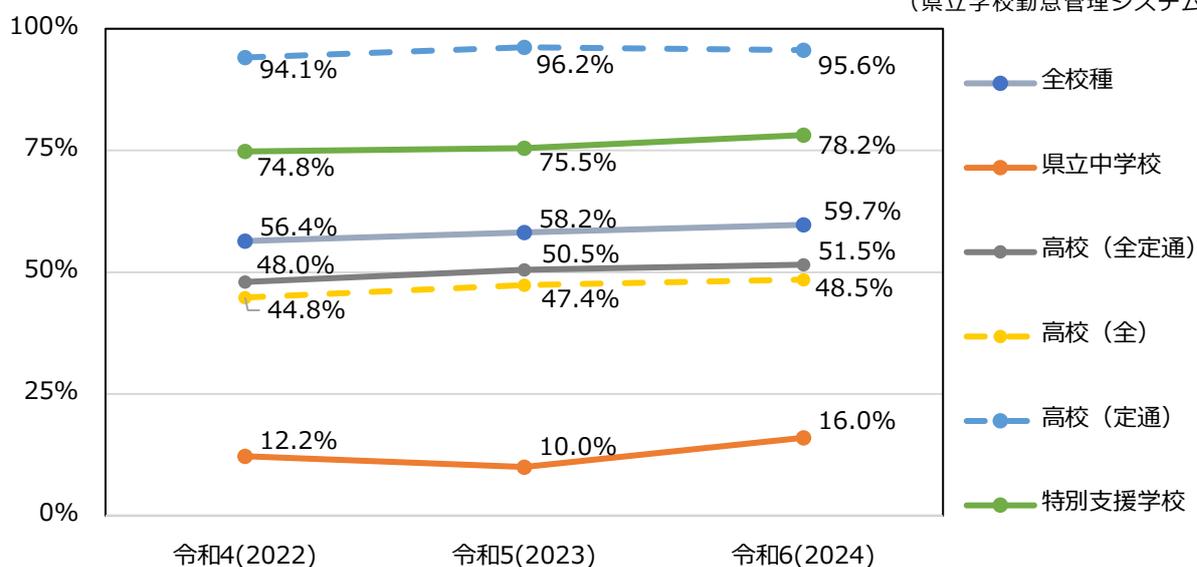
4月から3月の時間外在校等時間が1か月当たり45時間以内であった教職員の割合

(県立学校勤怠管理システム)



年間の時間外在校等時間が1年間で360時間以内であった教員の割合

(県立学校勤怠管理システム)

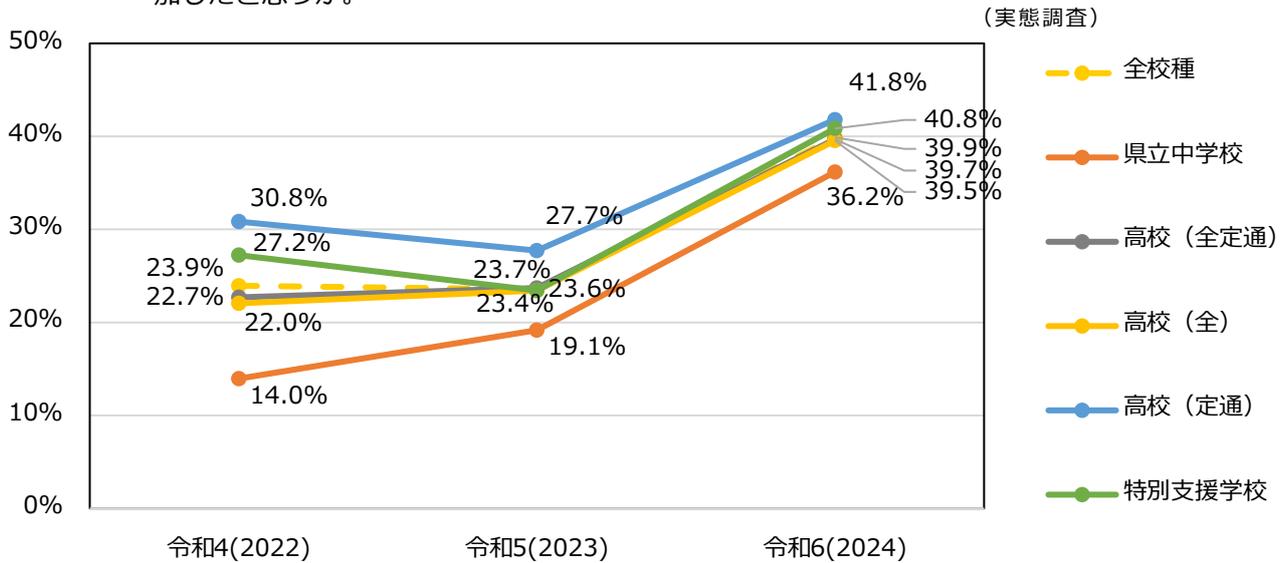


【第2期プラン目標②】

業務改善により、教材研究や授業準備、児童・生徒指導に充てる時間が増加した教員の割合を増やす。

令和6(2024)年度には、全校種において前年度を上回る等一定の成果があった。

業務改善に向けた取組によって、教材研究や授業準備、児童・生徒指導に充てる時間が増加したと思うか。

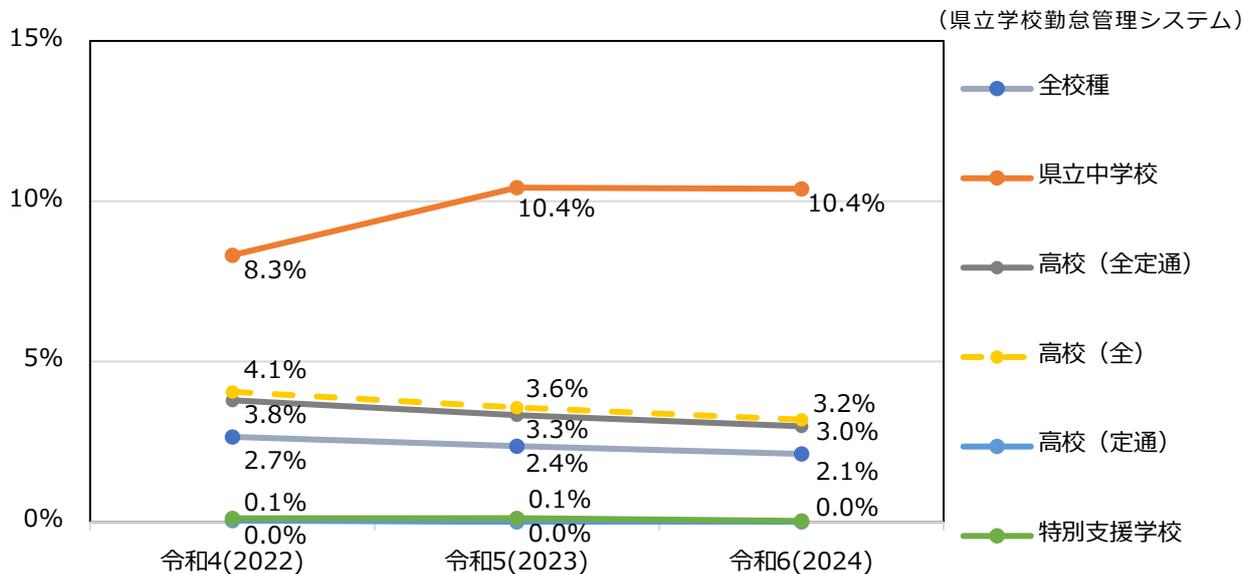


【第2期プラン目標③(当時中間目標として設定)】

時間外在校等時間が1か月で80時間を超える教員の割合について、プランの中間年度である令和6(2024)年度までに0%とする。

過労死ラインである時間外在校等時間が1か月当たり80時間を超える教員の割合は、県立中学校で10%を超えるなど、依然として一定数存在しているという課題がある。

時間外在校等時間が1か月80時間を超える教員の割合



(2) 令和7(2025)年度の本県の状況（県立学校、市町立学校）

『学校における働き方改革推進プラン(第2期)』に基づく実態調査結果より状況を把握した。

- ・ 対象期間…令和7(2025)年4月～7月
- ・ 調査対象及び回答率

調査区分	対象	対象数	回答	回答率
学校調査	全ての公立学校	569校	569校	100%
教職員調査	フルタイムの教職員	15,078人	14,111人	93.6%

※本調査結果における学校種の表記方法および役職・職種等の分類について

学校種	本報告書における表記		役職・職種等	本報告書における記載
市町立小学校	市町立	小学校等	各学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭(学校勤務の方のみ)、助教諭、養護助教諭、講師、実習教員、寄宿舎教員、事務職員(県立学校の司書を含む)、学校栄養職員(学校勤務の方のみ)、学校看護師、技能労務職員	全教職員
市町立義務教育学校前期課程				
市町立中学校				
市町立義務教育学校後期課程	中学校等			
県立中学校		県立	中学校	主幹教諭、教諭、助教諭、講師

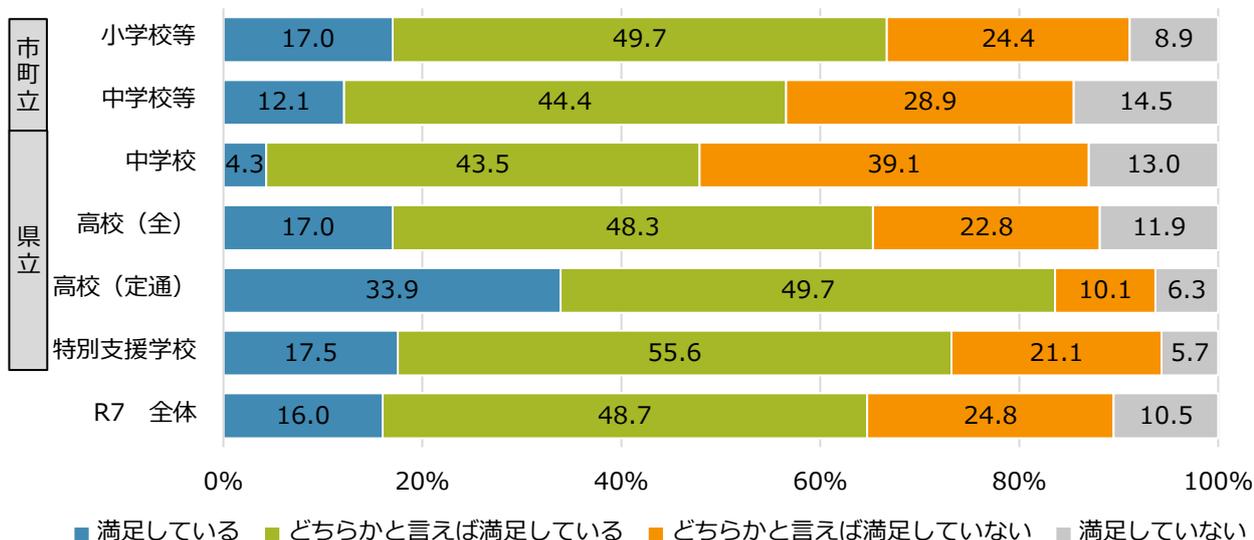
◆ ワーク・ライフ・バランスに関すること

図Iのとおり、肯定的に回答（「満足している」及び「どちらかと言えば満足している」）した教職員は、全体で64.7%と概ね満足している傾向である。

校種別では高等学校（定通）が満足度83.6%で最も高い。一方、中学校での満足度は、市町立56.5%、県立47.8%と半数程度となっている。

「満足していない」と回答した教職員は市町立中学校等が14.5%、県立中学校が13.0%、県立高校（全）が11.9%となっている。

図I. 仕事と仕事以外の生活のバランスに満足しているか

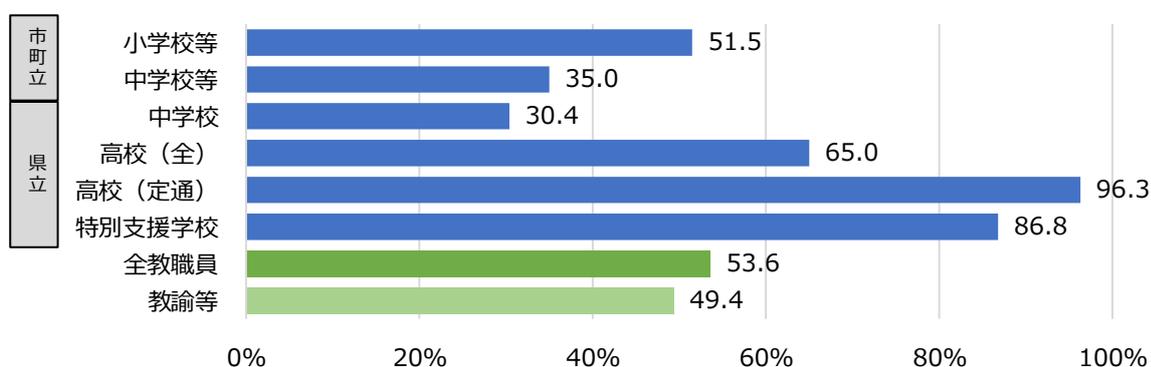


◆ 勤務時間の適正化に関すること

時間外在校等時間が1か月45時間以下の教職員は、図Ⅱのとおり、半数程度に留まっている状況となっており、多くの教職員が月45時間以上の時間外在校等時間に業務を行っている。

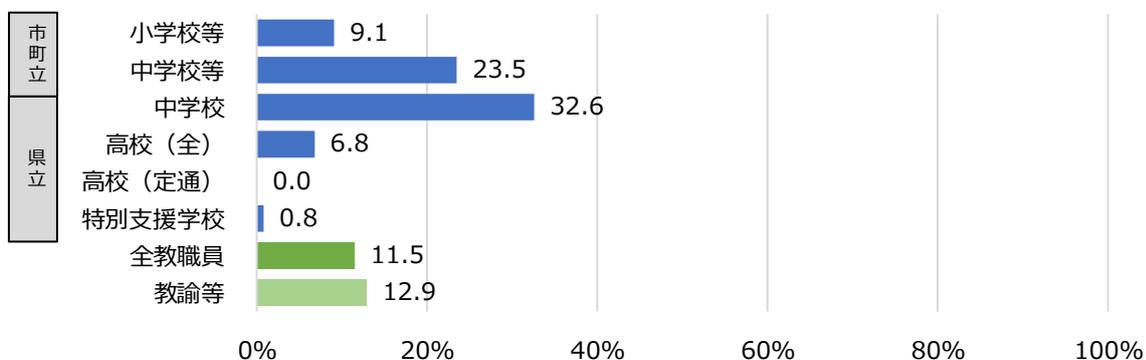
校種別に見ると、市町立中学校等が35.0%、県立中学校が30.4%と特に低くなっている。

図Ⅱ. 時間外在校等時間が1か月45時間以下の教職員の割合



過労死ラインである1か月80時間を超える教職員は、図Ⅲのとおり、全教職員で11.5%。校種別に見ると、市町立中学校等が23.5%、県立中学校が32.6%と特に多いほか、市町立小学校等で9.1%、県立高校(全)で6.8%と依然として存在している。

図Ⅲ. 時間外在校等時間が月80時間超の教職員の割合



◆ 時間外在校等時間に行った業務に関すること

教材研究・授業準備やクラス・学年業務といった、教員の本来業務に次いで時間外在校等時間に多く行われた業務が部活動であった。

図Ⅳのとおり全体では4つ目に多い27.6%であるが、校種別に見ると、市町立中学校等が66.6%、県立高校（全日制）が51.4%と時間外在校等時間に最も多く行われた業務となっている。県立中学校も2番目に多い52.5%であり、部活動の負担軽減・抜本的な改革が、ワーク・ライフ・バランスの満足度向上や勤務時間の適正化において、最重要課題であると考えられる。

図Ⅳ. 時間外在校等時間に行った業務

割合 (%)	全体	市町立			県立			特別支援学校
		小学校・義務教育 (前期)	中学校・義務教育 (後期)	中学校	高校			
					高等学校 (全日制)	高等学校 (定時・通信制)		
教材研究・授業準備	54.8	63.1	46.6	40.0	45.0	48.6	58.0	
クラス・学年業務	51.2	63.1	46.5	62.5	29.4	31.7	51.2	
文書作成 (報告書など)	45.9	54.2	32.8	25.0	36.0	40.1	62.4	
部活動指導	27.6	1.4	66.6	52.5	51.4	10.6	1.1	
テスト作成・採点	22.9	24.4	18.6	32.5	36.3	21.1	2.3	
保護者対応	14.3	19.1	15.9	7.5	6.7	12.0	2.8	
児童・生徒指導	15.1	14.5	20.9	12.5	14.6	12.0	3.1	
その他の分掌業務	10.1	11.1	8.1	15.0	8.8	13.4	13.1	

【参考】

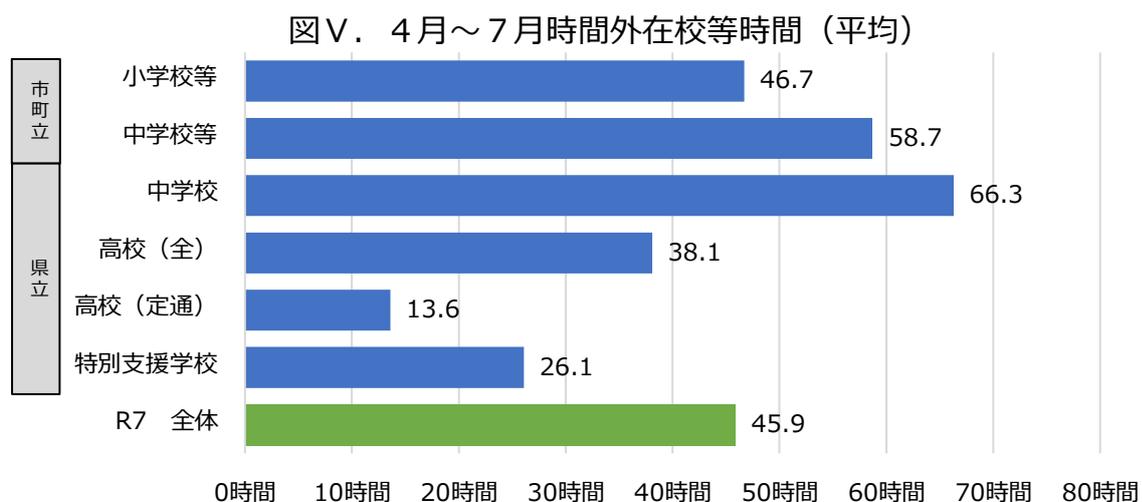
正顧問と副顧問それぞれの運動系と文化系と部活動の担当無しを比較すると、特に正顧問運動系の時間外在校等時間が多くなっており、部活動の担当無しの時間外在校等時間と比較すると1か月で約17時間の差がある。

月別	部活動を含めた全ての時間外在校等時間の合計 (時間)				
	正顧問		副顧問		部活動の担当無し
	運動系	文科系	運動系	文科系	
4月	65.0	48.4	52.2	47.8	47.5
5月	65.4	48.5	52.8	47.4	46.4
6月	62.8	47.7	52.1	47.8	46.4
7月	50.2	42.1	41.0	39.0	34.6
R7平均	60.9	46.7	49.8	45.5	43.8
R6平均	61.7	45.1	48.9	43.0	41.7

◆ 令和7年4月～7月の時間外在校等時間の状況

令和7年4月～7月の時間外在校等時間は、全体の45.9%が1か月平均45時間を超過しており、業務が集中しやすい時期と見て取れる。

校種別に見ると、県立中学校で平均66.3時間、市町立中学校等で58.7時間、市町立小学校等で46.7時間の順で多くなっており、業務の平準化等に向け、更なる取組の加速が求められると考えられる。



Ⅲ. 計画の対象

本計画は、県教育委員会及び県立学校を対象とします。

- ※ なお、市町立学校については、各市町教育委員会が定める業務量管理・健康確保措置実施計画に基づき取組を推進するとともに、県教育委員会としても、後述する「Ⅶ. 関連する取組、フォローアップ」に記載のとおり、市町教育委員会に対し給特法に基づく指導・助言等を行います。

Ⅳ. 目標

1 ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

「全てのこどもたちへのよりよい教育の実現」のためには、教職員一人一人のワーク・ライフ・バランスが尊重され、心身ともに健康な状態で、自らの専門性を最大限に発揮し、こどもたちの人生によりよい影響を与えているとの実感を持ちながら働ける環境であることが必要です。

そのような教育環境を実現するために、次の①と②の目標を設定します。

①「仕事と仕事以外の生活のバランスに満足しているか」の質問に肯定的に回答した教職員の割合を令和12(2030)年度までに全校種80%とする。

※ 「とちぎ教育ビジョン(2026-2030)」基本目標Ⅴ基本施策10の推進指標と同目標

※ 基準年度：令和7(2025)年度

※ 基準値：小66.7%、中56.4%、高66.6%、特73.1%

②「自分の仕事が児童生徒の成長につながっていると実感できているか」の質問に肯定的に回答した教職員の割合を令和12(2030)年度までに全校種80%とする。

※ 目標基準は、他県事例等を参考に80%に設定

2 時間外在校等時間に関する目標

県立学校の勤怠管理システムの状況や本県で実施している実態調査の結果によると、「教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和3年県教育委員会規則第5号）」に定める内容¹が完全に遵守されているとは言い切れません。

そのため、教育委員会が遵守すべき「安全配慮義務²」の観点や政府目標として国指針に「1箇月時間外在校等時間が80時間を超える教育職員を早急になくさなければならない。」と示されたことを踏まえ、次の③と④の目標を設定します。

③教職員の時間外在校等時間を1か月当たり45時間以内、1年間の合計時間を360時間以内とする。

④時間外在校等時間が1か月当たり80時間を超える教職員の割合を令和9（2027）年度までに0%とする。

V. 計画の期間

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とする。

なお、本計画は県内の学校の働き方改革の状況や国の動向等を踏まえ、業務改善推進委員会等を活用し、毎年度見直しをしながら推進することとする。

¹ 教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則第2条に定める時間外在校等時間の上限
1か月について 45時間以内
1年について 360時間以内
2～6か月の各平均 80時間以内
45時間を超える月 6か月／年以内

² 安全配慮義務・・・使用者は、その雇用する労働者に従事させる業務を定めてこれを管理するに際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないように注意する義務を負うと解するのが相当であり、使用者に代わって労働者に対し業務上の指揮監督を行う権限を有する者は、使用者の上記注意義務の内容に従ってその権限を行使すべきものである。（平成12年3月24日最高裁判決）

VI. 内容

「全てのこどもたちへのよりよい教育の実現」に向けた本計画の目標達成のためには、教職員一人一人のワーク・ライフ・バランスが尊重され、心身ともに健康な状態で、自らの専門性を最大限に発揮できる環境の整備が必要です。

そのため、『サービス管理の徹底』、『部活動改革』、『業務3分類』、『学校における措置の推進』、『教職員の健康及び福祉の確保に関する取組』の5つの観点で、本計画により推進していく取組を整理しました。

各学校や教職員一人一人がこれらの取組を実践し、働きやすさと働きがいが高立された職場となることで、「全てのこどもたちへのよりよい教育」が実現するように取組を推進していきます。

1 サービス管理の徹底に関すること

- ◆ 最終退校時間の設定や業務の平準化を徹底し、「教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」第2条の規定（時間外在校等時間1か月45時間以内、1年間360時間以内等）の遵守を徹底する。
- ◆ 休憩時間の確保ができるよう業務量の調整・勤務時間の管理を行うとともに、「手待時間³」は休憩時間ではないということの周知を図る。また、休憩時間の取得については、柔軟な取得ができるよう制度の見直し等を含めて検討する。
- ◆ 学校外の校務として行う業務に直行又は直帰する場合や、土日や祝日等における校務として行う業務の時間の客観的把握及び勤怠管理システムへの入力を徹底する。
- ◆ 年度当初に計画した予算額や行事等のマネジメントを意識した学校運営を徹底する。
- ◆ 外部団体等に対し、大会運営や生徒引率の在り方について検討・見直しを依頼する。
- ◆ 兼職兼業を行う教員については、勤務管理を行う運営団体等と連携し、勤務時間等の適切な労務管理を徹底する。

³ 手待時間・・・使用者の指示があれば直ちに作業に従事しなければならないといった待機時間を指す。労働基準法第34条第3項では「使用者は、（中略）休憩時間を自由に利用させなければならない。」ということが規定されており、形式上の休憩時間中であっても業務と見なされる状態にあった場合は、使用者は、別途休憩を取得させる必要がある。

2 部活動改革に関すること

(1) 適切な運営のための体制整備に関すること

- ◆ 教職員の負担軽減の観点から、部活動指導員が生徒への日常的な指導だけでなく、大会引率や部活動の管理運営、保護者への連絡等を含め、幅広い役割を担うことのできる体制の構築を図る。
- ◆ 管理職は、毎月の活動計画等をホームページで公表するとともに、活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、教職員の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているかについて、適宜、指導・是正を徹底する。
- ◆ 教職員の長時間勤務の解消等の観点から学校部活動が持続可能なものとなるよう、生徒数や部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、部活動数の適正化を行う。
- ◆ 教職員を部活動顧問とする場合には、他の校務分掌や本人の抱える事情等を勘案した上で、部活動開始・終了時刻の繰上げ等活動時間を教職員の勤務時間内で適切に設定するなどの工夫を行い、教職員の負担が過度とならないよう十分に留意する。

(2) 適切な活動時間・休養日等の設定に関すること

- ◆ 生徒及び教職員の健全な活動のために国のガイドラインや県の次期学校部活動等に関する方針等に記載されている適切な活動時間・休養日等の設定を厳守する。
 - ※ 県の次期学校部活動等に関する方針は令和8年度改訂予定
 - ▶ 週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。)
 - ▶ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。
- ◆ 国のガイドラインや県の次期学校部活動等に関する方針等、中央競技団体が作成した競技ごとの指導の手引きを活用し、過度な練習や活動を防止するとともに、それぞれの競技の特性を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ◆ 練習試合や大会等で国のガイドラインや県の次期学校部活動等に関する方針等の活動時間を超えて活動する場合には、生徒及び教職員の健康管理に十分配慮し、1日のうちに休養時間を適切に設定するとともに、別の日の活動時間を減らすなど、週当たりの活動時間にも留意する。

(3) 大会・コンクールの在り方に関すること

- ◆ 学校部活動の大会等の引率については、教職員の負担が過度にならないよう配慮しつつ、県、市町、大会主催者等において規程の見直しを適正に実施する。
- ◆ 大会運営への従事については、教職員等に過度な負担をかけない適切な体制を整えることや、持続可能で効率的な運営の在り方について大会主催者等と連携して検討する。

(4) 兼職兼業に関すること

- ◆ 兼職兼業の許可をする際には、教職員の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認する。
- ◆ 兼職兼業を行う教職員については、服務監督教育委員会と地域クラブ活動の指導者の身分としての勤務管理を行う運営団体等が連携して、勤務時間等の適切な労務管理を実施する。
 - ▶ 1か月の兼職兼業における地域クラブ活動時間と時間外在校等時間を通算した時間は45時間以内を目安とする。
 - ▶ 1か月の兼職兼業における地域クラブ活動時間と時間外在校等時間を通算した時間が80時間以内とならないことが見込まれる場合には兼職兼業の許可をしないこととする。

3 「業務の3分類」に関すること

学校と教師の業務の3分類

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること・
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。



学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だけが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

(参考：文部科学省作成資料)

(1) 学校以外が担うべき業務

【主な取組】

- (1) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
 - ◆ 始業前の児童生徒の見守りや放課後の学校施設使用等について、児童生徒の実態や学校の実情等を踏まえ、地域住民や保護者、OB等の外部人材の活用について、検討する。
- (2) 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）
 - ◆ 保護者・地域・警察等との連携を図り、地域全体で校外における生徒の安全を見守ることのできる仕組みを構築する。
 - ◆ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有し、警察が保護者に直接連絡する仕組みを構築する。
- (3) 学校徴収金の徴収・管理（「3分類」③関係）
 - ◆ 学校徴収金の徴収は口座振り込みを原則とする。

- (4) 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）
- ◆ 地域コーディネーターを積極的に活用し、地域連携教員の負担軽減を促進する。
- (5) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）
- ◆ 栃木県カスタマーハラスメント防止条例を踏まえ、県立学校でのカスタマーハラスメント対応について検討する。
 - ◆ 県教育委員会が直接苦情等に対応する相談窓口の設置を検討する。
 - ◆ 困難な事案への迅速かつ適切な対応に向け、スクールロイヤー(弁護士)による法律相談や研修会を通じて学校を支援する。
 - ◆ スクールロイヤーと保護者等が直接対応できるような仕組みづくりについて、検討していく。

(2) 教師以外が積極的に参画すべき業務

【主な取組】

- (1) 調査・統計等への回答、学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理、ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑥⑦⑧関係）
- ◆ 県教育委員会において、調査の対象・頻度・時期・内容・様式等を精査することによって、県立学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
 - ◆ 県教育委員会は、県立学校へ送付する文書量の縮減に努める。あわせて、教職員を通じた児童生徒等への周知依頼文等についても量の縮減に努める。
 - ◆ 県教育委員会は、事務職員等が担う事務処理全体をデジタル化等によって効率化し、事務職員等の校務運営への積極的な参画を促進する。
 - ◆ 調査・統計等の回答や ICT 機器の台帳管理等について、事務職員等の積極的な参画を促進する。
- (2) 学校プールや体育館等の施設・設備の管理、校舎の開錠・施錠、校内清掃（「3分類」⑨⑩⑫関係）
- ◆ 警備会社との契約内容を見直すなど、校舎の開錠・施錠等、外部業者の活用について検討し、教職員以外の積極的な参画を促進する。
 - ◆ 教職員が施錠等をする場合、「栃木県立学校における盗撮防止等ガイドライン」も踏まえ、特定の教職員に責任や負担が集中しないよう配慮するとともに、休日や深夜については警備会社と連携し、人の出入りの把握を徹底する。

(3) 部活動（「3分類」⑬関係）

- ◆ 部活動指導員を適切に配置する。
- ◆ 域内におけるスポーツ・文化芸術団体や大学、地域企業等の協力を得ながら、指導者発掘・把握に努め、「栃木県部活動指導員・地域クラブ活動指導者バンク」の運用と充実を図る。
- ◆ 地域クラブ活動における大会等の引率は、原則として地域クラブ活動の指導者等が担う。
- ◆ 大学や地域企業等の参画促進等、部活動地域展開・地域連携の円滑な推進を目指す。

(3)	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
------------	----------------------------

【主な取組】

(1) 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ◆ 教材の印刷や採点の補助等教師以外が担うことの出来る業務等については、積極的に教員業務支援員等の支援スタッフが中心となって行う。
- ◆ デジタル技術の活用等による負担軽減を促進する。

(2) 学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）

- ◆ 関係機関との日程調整、物品の準備等の業務について、教職員と事務職員及び教員業務支援員等の支援スタッフとの協働を促進する。

(3) 進路指導の準備（「3分類」⑱関係）

- ◆ 事務職員や教員業務支援員等の支援スタッフ、地方公共団体等における就職に関する専門人材と教職員との協働を促進する。

(4) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ◆ 児童生徒の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校看護師、特別支援教育支援員、医療若しくは福祉に関する専門人材又は日本語指導に係る支援員等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教職員との協働を促進する。
- ◆ 不登校児童生徒への対応にあつては、関係機関等と連携して効果的な支援を促進する。

4 「学校における措置の推進」に関すること

(1) 教育課程に関すること

【主な取組】

- ◆ 学校教育法施行規則や学習指導要領に示された教育課程の編成の基準に基づき、児童生徒の学びの質を維持しつつ、教職員の働き方が持続可能なものとなるよう各教科・科目の単位数を見直す。
- ◆ 時間外在校等時間が集中する4月～6月の実態を踏まえ、1日及び1週間当たりの授業時数及び年間授業週数の平準化を図り、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出する。
- ◆ 学校行事の教育的価値を検討し、学校としての体裁を保つためのものや前例のみにとらわれて慣例的に行っている部分をやめ、教育上真に必要とされるものに精選する。特に時間外在校等時間が集中する4月～6月の行事について留意する。
- ◆ 模擬試験や各種検定試験等については、学習における位置づけを明確にし、実施の有無について適宜見直しを行う。その際、外部委託が可能かどうかについても検討する。

(2) 業務の見直しに関すること

【主な取組】

- ◆ 勤務時間の柔軟な割り振りのために、教職員が時差出勤を選択可能とすることができるよう規則等の整備を図る。
- ◆ 放課後に行われる児童生徒の活動時間（補習及び部活動を含む。）を教職員に割り振られた勤務時間内に適切に設定するなどの工夫を行う。特に時間外在校等時間が集中する4月～6月の放課後に行われる児童生徒の活動について留意する。
- ◆ 欠席連絡や文書管理等の校務について、デジタル技術を活用した効率化を推進する。
- ◆ オンラインや統合型校務支援システム等を活用し、職務経験の少ない教職員や校内に同一教科が少ない教職員等が校内外の専門性の高い教職員への相談や教材・教具等を共有できる体制を整備する。
- ◆ 改正学校教育法の規定に基づき、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、本計画に適合するものとなるよう指導を徹底する。
- ◆ 改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含めるよう指導を徹底する。

- ◆ 学校運営協議会や学校評議員等を活用し、地域と学校の連携を促進し、学校内の業務や勤務時間の実態の共有や学校が担っている業務の一部を地域学校協働活動⁴の一環として実施するなど、保護者及び地域住民その他の関係者との連携による教職員の業務の分担の見直しや適正化を図る。
- ◆ 自動電話振分システムや自動録音システム等の効果を検証し、導入の可能性について検討する。

5 「教職員の健康及び福祉の確保に関する取組」に関すること

- ◆ 勤怠管理システムによる客観的な方法で、出退勤時刻を把握する。
- ◆ 終業から始業までに11時間以上の継続した休息时间（勤務間インターバル）を徹底する。
- ◆ 管理職は、教職員の勤務時間を平準化し、1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超過した教職員がいた場合は、翌月までに解消することを徹底する。
- ◆ 1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に対し、産業医等による面接指導を実施する。
- ◆ 完全退勤時刻を設定し、時間を意識した働き方を推進する。
- ◆ 各月で定時退勤日を設定する。
- ◆ 全ての学校においてストレスチェックを実施するとともに、その集団分析結果等を活用して職場環境の改善を推進する。
- ◆ 心身の健康問題について、公立学校共済組合が設置する相談窓口を活用するとともに、当該窓口の周知を図る。
- ◆ 能力・行動評価において、時間管理の意識をもって業務改善に取り組み、自己の心身の健康を保持するという項目等を取り入れ、より一層働き方改革を意識した取組を働きかけ、評価への活用を検討する。
- ◆ 県教育委員会は、県立学校長等管理職との面談等を通じ、各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行い、当該学校における教職員の勤務状況を速やかに改善させるための方策の検討及び実施の支援その他の取組を実施する。
- ◆ 栃木県人事委員会と勤務時間の上限方針及び本計画について認識を共有し、専門的な助言を求めるなど連携を図る。

⁴ 地域学校協働活動・・・地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。（出典：文部科学省資料）

Ⅶ. 関連する取組、フォローアップ

1 計画の取組状況の報告等に関すること

(1) 計画の公表

- ◆ 本計画について、ホームページに掲載する。

(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m01/gakkouniokeruhatarakikatakeikaku.html>)



(2) 実施状況の把握等

- ◆ 実態調査（学校調査、教職員調査）を毎年度実施し、教職員の働き方の状況を把握する。
- ◆ 勤怠管理システムにより教職員の勤務時間の状況を把握する。

(3) 実施状況の公表

- ◆ 業務改善推進委員会の開催結果(目標の達成状況含む)について、ホームページに掲載する。

(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m01/2023jittaityousakekka.html>)



- ◆ 勤怠管理システムの分析結果を栃木県ホームページに掲載する。

(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m01/kenritugakkoujikanngaijyoukyou.html>)



(4) 総合教育会議

- ◆ 本計画の策定・変更の報告を行う。
- ◆ 実施状況の報告を行う。

(5) フォローアップ（人材確保、研修等）

- ◆ 高校・大学における教職説明会、学校で働きたい人応援イベントや栃木県ホームページ等を通じた講師登録についての案内の周知徹底を図り、引き続き人材確保に努める。
- ◆ 学校における働き方改革マネジメント研修

2 市町教育委員会に関すること

(1) 市町教育委員会

- ◆ 各市町教育委員会の実情に応じて、給特法に基づき業務量管理・健康確保措置実施計画を策定・公表、実施状況の公表、市町総合教育会議への報告等を実施する。

(2) 県教育委員会

- ◆ 教育事務所等と連携を図りながら、各市町教育委員会の業務量管理・健康確保措置実施計画の目標等の把握を行う。
- ◆ 市町教育委員会が、計画の策定・公表などに関し、給特法等に規定する義務を十分に果たしていないおそれが認められる場合等には、各教育事務所等と連携を図りながら、指導・助言等を行う。
- ◆ 市町教育委員会が策定した計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導、助言その他の援助を行う。

- ◆ 教職員定数の改善・加配等について、全国都道府県教育委員会連合会と連携を図りながら国に対する要望を行う。
- ◆ 市町教育委員会、教育事務所等と連携を図りながら、適正な人員の配置に努めるとともに、非常勤学校教育職員等も活用し、公立小・中学校及び義務教育学校の育児休業者等に対する積極的な補充を行う。
- ◆ 教員業務支援員配置事業等を実施し、計画の達成に向けて市町教育委員会を支援する。
- ◆ 各学校における教育課程の編成が適切に行われるよう、市町の取組に対する指導・助言等を行う。
- ◆ 学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動推進や適切な指導体制の構築の取組を支援する。
- ◆ 部活動の地域展開について、県全体の改革の方針を示し、市町の円滑な実施に向けてきめ細かな支援を行う。
- ◆ 1つの市町では対応が難しい場合もあるため、広域での実施がより効果的、効率的となる取組を主な対象として、広域的な基盤づくりに努める。

(3) 県教育事務所

- ◆ 教育政策課、義務教育課等と連携を図りながら、管内市町教育委員会の業務量管理・健康確保措置実施計画の目標等の把握を行う。
- ◆ 管内市町教育委員会が、計画の策定・公表などに関し、給特法等に規定する義務を十分に果たしていないおそれが認められる場合等には、教育政策課、義務教育課等と連携を図りながら、指導・助言等を行う。
- ◆ 管内市町教育委員会が策定した計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導、助言その他の援助を行う。
- ◆ 管内市町教育委員会、義務教育課等と連携を図りながら、地域の実情に応じた適正な人員の配置に努めるとともに、非常勤学校教育職員等も活用し、公立小・中学校及び義務教育学校の育児休業者等に対する積極的な補充を行う。
- ◆ 学校訪問時等に、各学校における教育課程の編成状況、教職員の勤務状況や働き方改革に向けた取組の状況について、指導・助言等を行うとともに、管内市町教育委員会の取組事例・計画内容の横展開を行い、好事例の普及に努める。

Ⅳ. 参考資料

1 栃木県公立学校業務改善推進委員会

○ 委員名簿（14名）

氏名	役職等
阿部 信太郎	県教育委員会事務局下都賀教育事務所長
大高 栄男（委員長）	県教育委員会事務局教育次長（指導）
小野瀬 善行（副委員長）	宇都宮大学教職大学院准教授
葛西 美奈子	TMC経営支援センター代表取締役社長
口川 和伸	宇都宮市立東小学校長
熊倉 孝郎	栃木県教職員協議会会長
鯉沼 正行	栃木県高等学校教職員組合執行委員長
小堀 茂雄	宇都宮市教育委員会教育長
高橋 重年	宇都宮市立陽南中学校長
竹村 克己	栃木県医師会常任理事
豊住 隆行	栃木県立大田原高等学校長
平井 謙司	栃木県立盲学校長
福田 治久	栃木県PTA連合会会長
吉成 伸也	那珂川町教育委員会教育長

（五十音順・敬称略）

○ 経過

開催日	内容
令和7(2025)年11月14日	計画骨子案について
令和8(2026)年1月19日	計画素案について

2 県教育委員会

開催日	内容
令和8(2026)年3月12日	計画の策定について

学校における働き方改革推進計画

(2026 - 2030)

令和8(2026)年3月

編集発行 栃木県教育委員会

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20

栃木県教育委員会事務局教育政策課

TEL 028(623)3360

E-mail kyouiku@pref.tochigi.lg.jp